

長岡京市内における自転車の交通安全に関する決議

自転車は、近隣への移動手段として、また健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受けて、その利用ニーズは年々増加しており、自転車の役割は交通体系の中において大きくなってきているもとの、道路交通法での軽車両としての位置づけがされている。

しかし、自転車は道路交通法上における軽車両であるとの認識が自転車利用者の中ではいまだ薄く、道路交通法で規定されている危険行為が多く見られるなど、自動車と自動二輪車の運転者や歩行者にとって、危険なものとなっているのが現状である。

加えて、長岡京市内における人身交通事故発生件数は減少傾向にはあるものの、自転車に関係する交通事故の割合は依然として高く、自転車に起因する交通事故を未然に防止する取り組みを具体化することが求められている。

現在、アゼリア通りにおいて、自転車は道路の左側通行をしなければならないことを明示する自転車指導帯が設置された。このような自転車指導帯等を市内全域に、できるところから設置していくことや、自転車運転時における道路交通法を遵守する啓発の実施、また、長岡京市・自転車利用者・関係諸団体のそれぞれの責務と役割を明らかにするなど、自転車に関係する交通事故の防止や、自転車の秩序ある利用の推進、自転車を安全かつ快適に利用できる交通環境の整備に努めていく必要がある。

よって、長岡京市議会としても、自転車に関係する交通事故の防止や、自転車の秩序ある利用の推進、自転車を安全かつ快適に利用できる交通環境の整備に努めていかなければならないことをしっかりと認識し、長岡京市内における自転車の交通安全についての取り組みを、さらに推進していくことを、ここに決議する。